

## 酒田市下水道事業建設工事等請負業者選定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が発注する建設工事及び測量、設計、地質調査等の工事関連業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る競争入札参加者又は随意契約の相手方となるべき者の選定（条件付き一般競争入札においては条件の設定をいう。以下「入札参加者の選定」という。）について、酒田市下水道事業工事等競争入札参加者審査会規程（平成17年企業管理規程第18号）に定めるもののほか、業者選定事務に必要な事項を定める。

（建設工事等請負業者選定事務取扱要領の準用）

第2条 下水道課が発注する建設工事等の契約に係る業者選定事務については、建設工事等請負業者選定事務取扱要領を準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。